

原町ホーム指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5363-6068 (受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分)

担当 介護支援専門員 氏名： _____

*ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 施設の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	原町ホーム指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都新宿区原町 3-8
介護保険指定番号	居宅介護支援 (事業所番号：1370400192)
サービスを提供する地域	新宿区 左記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

職 種	業務内容	人 数
管理者 (主任介護支援専門員)	業務管理 連絡調整	1名(兼務)
介護支援専門員	ケアプラン作成、 連絡調整	3名以上(1名管理者兼務)
合 計		3名以上

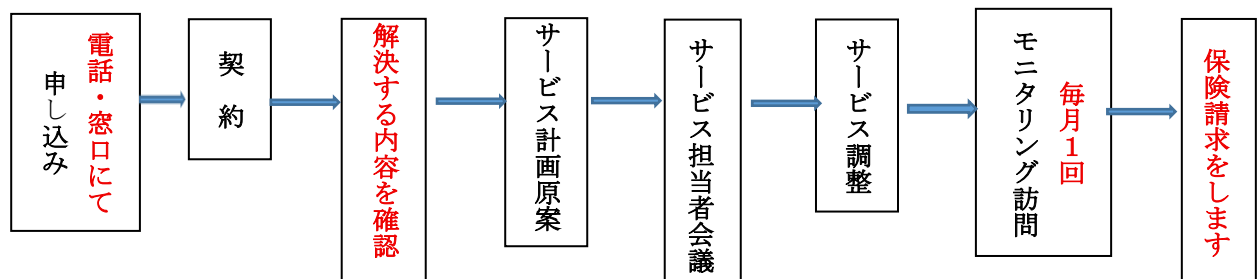
(3) 営業時間

平日、土曜日	午前9時00分～午後5時30分
電話番号：03-5363-6068	
日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休業	

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

サービスの利用開始

まずはお電話か来所の上、お申し込み下さい。担当職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。



4. 利用料金

(1) 利用料

支援費については、介護保険給付から全額給付されるので自己負担はありません。

※ ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。利用者は、1ヶ月につき次の料金表の中にある費用を事業者に支払うものとし、支払を受けた事業者は、サービス提供証明書及び領収書を発行いたします。このサービス提供証明書及び領収書を後日、市区町村の介護保険担当窓口に提出することにより、払戻しを受けられる場合があります。

(参考) 料金表 ※ 利用者の自己負担は原則ありません。

区 分	条件
居宅介護支援(I)	介護支援専門員一人当たりの担当利用者数が 45 件未満の事業所
居宅介護支援(II)	介護支援専門員一人当たりの担当利用者数が 45 件～60 件未満の事業所
居宅介護支援(III)	介護支援専門員一人当たりの担当利用者数が 60 件以上の事業所

① 居宅介護支援費(一月につき)

1 単位=11.40 円(1 級地の地域)

状態区分	居宅介護支援(I)	居宅介護支援(II)	居宅介護支援(III)
要介護 1.2	1086 単位/月	544 単位/月	326 単位/月
要介護 3～5	1411 単位/月	704 単位/月	422 単位/月

円未満の端数は切捨て

② 加算について (令和 6 年 4 月より)

加算項目	条件等	料金
初回加算	新規に居宅サービス計画を策定した場合 要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合	300 単位/月
特定事業所加算 I	事業所が厚生労働省の基準を満たしている場合	519 単位/月
特定事業所加算 II	事業所が厚生労働省の基準を満たしている場合	421 単位/月
特定事業所加算 III	事業所が厚生労働省の基準を満たしている場合	323 単位/月
特定事業所医療介護連携加算	事業所が厚生労働省の基準を満たしている場合	125 単位/月
特定事業所加算 A	事業所が厚生労働省の基準を満たしている場合	114 単位/月
入院時情報連携加算 I	利用者が病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 (提供方法は問わない)	250 単位/月
入院時情報連携加算 II	利用者が病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 (提供方法は問わない)	200 単位/月
退院・退所加算 (I) イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。	450 単位/回
退院・退所加算 (I) ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること。	600 単位/回
退院・退所加算 (II) イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること。	600 単位/回
退院・退所加算 (II) ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること。	750 単位/回
退院・退所加算 (III)	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 3 回受けており、	900 単位/回

	うち 1 回以上はカンファレンスによること。	
通院時情報連携加算	利用者の通院に同席して、利用者の心身の状況や生活環境など必要な情報を医師に伝えること、医師から受けた情報をケアプラン等に記載すること。	50 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス利用調整を行った場合（1 月に 2 回算定）	200 単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	400 単位/月
介護職員等処遇改善加算	厚生労働省が定める要件により算定 （キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等の要件により算定可能。）	2.1% （所定単位数 × 21/1000）

③ 運営基準減算について（令和 3 年 4 月介護報酬改定）

減算項目	条件等	料金
運営基準減算	利用者の居宅を訪問しないなど厚生労働省の基準を満たさなかった場合	居宅介護支援費 50/100%減算
運営基準減算	上記の状態で 2 ヶ月以上続いた場合	所定単位数は算定しない
特定事業所集中減算	居宅介護支援事業所が作成するサービス計画の中で特定の事業所利用に著しい偏りがある場合	200 単位/月減算

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) その他

支払方法

保険料が滞納等により料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 5 日までに前月分の請求をいたしますので、10 日以内にお支払下さい。なお、お支払は施設窓口又は銀行振り込みにてお願い致します。

5. サービスの終了について

サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合または長期入院した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援 1、2 と認定されたとき
- ・ 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失したとき

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護支援専門員に対する、暴言・暴力行為及びセクハラ行為等）を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

※利用者が医療機関に入院した際は、入院先の医療機関に担当の介護支援専門員等をお伝え頂くと共に担当の介護支援専門員にご連絡頂きますようお願い致します。

6. 当事業所の居宅介護支援の運営方針

1. 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会が経営する原町ホーム指定居宅介護支援事業所は、居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために事業所の介護支援専門員その他の従事者が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を提供します。
2. 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。
なお、介護支援専門員等への研修については定期的を実施しています。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場で調整します。
4. 事業実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
5. サービス調整にあたっては、利用者は複数の介護保険サービス事業所の紹介を介護支援専門員に求めることが出来ます。又、複数の居宅介護支援事業所の紹介を求めることが出来、選定理由の説明を求める事が出来ます。

7. サービスに関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当者

苦情受付担当者：猪狩 道子（管理者）
苦情解決責任者：神田 祐一（代表者）

電話：03-5363-6068
電話：03-3359-5651

(2) その他、苦情相談窓口

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

・新宿区役所 介護保険課 給付係

電話：03-5273-3497

・東京都国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）

電話：03-6328-0177

社会福祉法第82条の規定により、当事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え、当事業所における第三者委員を設置し苦情解決に努めていきます。

8. 秘密保持

(1) 守秘義務

当所、介護支援専門員および当所の職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項

- ① 当事業所は利用者から居宅介護支援契約書で交わされる同意書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ② 当事業所は利用者の家族から居宅介護支援契約書で交わされる同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において家族の個人情報を用いません。

9. 事故発生時・緊急時対応

当事業所介護支援専門員が訪問時に、利用者の容態変化、事故発生等、緊急事態が生じた場合は、迅速に区市町村、主治医、救急隊、家族等に連絡し必要な措置を講じます。

サービス提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生の場合にはその損害を速やかに賠償します。

10. 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備を行います。

(2) 虐待の防止をするための職員に対する研修の実施を致します。

当事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報致します。

1 1. 業務継続計画（BCP）の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 2. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者役職・氏名	理事長 飯 山 幸 雄
法人本部 所在地	東京都新宿区原町3丁目8番地
電話番号	03-3341-7161～4

○ 主な社会福祉事業

A 高齢者関係

1. 特別養護老人ホーム
フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム、ゆたか苑、ひかり苑
2. 養護老人ホーム
万世敬老園
3. 軽費老人ホーム
サンホーム（A型）
4. 通所介護事業
東大和市ふれあいデイセンターひかり苑（認知症対応型）、フジ・デイサービスセンター
5. 地域包括支援センター
新宿区榎町高齢者総合相談センター、昭島市中部地区地域包括支援センターあいぽっく
6. 短期入所生活介護事業
フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム、ゆたか苑、ひかり苑
7. 居宅介護支援事業
フジホーム居宅介護支援事業所、原町ホーム居宅介護支援事業所、ゆたか苑居宅介護支援事業所、昭和郷居宅介護支援事業所
8. 認知症対応型共同生活介護事業 グループホームかえで、原町グループホーム
9. 小規模多機能型居宅介護事業 原町小規模多機能居宅介護センター、昭和郷小規模多機能居宅介護センター
10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 昭和郷訪問介護センター
11. サービス付き高齢者向け住宅 高齢者向け住宅さくらガーデン

B その他

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 児童養護施設 | 6 心身障害者福祉ホーム |
| 2 救護施設 | 7 児童厚生施設 |
| 3 婦人保護施設 | 8 地域小規模児童養護施設 |
| 4 障害者支援施設 | 9 保育所 |
| 5 身体障害者福祉センター | |

令和8年6月1日現在

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都新宿区原町 3-8

名 称 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
原町ホーム指定居宅介護支援事業所(事業所番号：1370400192)

代 表 者 神 田 祐 一 ㊞

説明者 介護支援専門員 氏名 _____ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族等 住所 _____

氏名 _____ 印